

○ 専門機関大卒者に關じて必要な事項(二)について定める件(平成十五年文部科学省告示第51号)

89

第四条 法科大学院の教育課程は、次の各項に掲げる教養科目、実習科目及び選択科目である。
 第五条 法科大学院は、次の各項に掲げる教養科目を修了した者を法科大学院の卒業生とする。
 第六条 法科大学院は、一の標準目並びに同種目で授業を受ける学生数とする。
 第七条 法科大学院の履修科目の選択の上限は、一年につき三十単位を標準として定めめるものとする。
 第八条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第九条 教育課程は、前各項のうちにたゞて授業科目を開設することとする。
 第十条 教育課程は、前各項のうちにたゞて授業科目を開設することとする。
 第十一条 教育課程は、前各項のうちにたゞて授業科目を開設することとする。
 第十二条 教育課程は、前各項のうちにたゞて授業科目を開設することとする。
 第十三条 生徒指導及び教育相談に關する領域
 第十四条 学級經營及び学校運営に關する領域
 第十五条 教育課程は、前各項のうちにたゞて授業科目を開設することとする。
 第十六条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第十七条 法科大学院の履修科目の選択の上限は、一年につき三十単位を標準として定めめるものとする。
 第十八条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第十九条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十一条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十二条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十三条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十四条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十五条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十六条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十七条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十八条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第二十九条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。
 第三十条 法科大学院は、草門門跡大学院は、前各項及び第三項において「英語」により行われる授業科目を規定する。第一項に規定する単位数の十倍とする。

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則
(平成二十三年六月五日文部科学省令第5号)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二十六編 教育
(学校教育法第百十一条第一項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を
定める省令)

一五三五
169

第二十六編
教育

一五一六

第一章 総則

○教育基本法

(平成十八年十一月二十一日)

教育基本法をここに公布する。

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条～第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条～第十五条)

第三章 教育行政(第六条～第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

附則

我が日本国民は、たゞまに努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を尊重するなど、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた

人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化的創造を目指す教育を推進する。

ことに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基礎を確立し、その振興を図るために、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目標)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とともに健康な国民の育成を行わなければならない。

(教育の目的)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

三 上級責任、男女の平等、自他の対策と協力を中心とすること

もと、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重し、助成その他の適切な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修業に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十一条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けてさせる

とともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた癡癡を圖るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自立性を尊重しつゝ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

(社会教育)

第十三条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力

2 国及び地方公共団体は、因習館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設を利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

(政治教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及

び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

(宗教行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政

は、國と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、

公正かつ適正に行わなければならない。

2 國は、全国的な教育の機会等と教育水準の維持向上を図るた

め、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならぬ。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育組織的に行われる。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、そ

の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならぬ。

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところによつて、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばす。

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適切な方法によつて、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

(学校)

第十三条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力

2 国及び地方公共団体は、因習館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設を利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

(政治教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及

び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

(宗教行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政

は、國と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、

公正かつ適正に行わなければならない。

2 國は、全国的な教育の機会等と教育水準の維持向上を図るた

め、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならぬ。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育組織的に行われる。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、そ

の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならぬ。

法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項

(3) 「ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。」

受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成にも配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価することが求められる。

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年4月17日によりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言及び平成22年3月の学校教育法第百十一条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の一部改正などによる、認証評価機関の定める法科大学院の認証評価を行うための基準の見直しに関する、各認証評価機関に対し、次の事項に留意されるよう求めたい。

1. 認証評価項目の改正関係（第4条第1項第1号）

(1) 「イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関する事項。」

認証評価を受ける法科大学院（以下「受審法科大学院」という。）が、特別委員会報告において積極的に情報提供を行うべき事項として例示された事項などの基本的な情報について、法科大学院案内、入学者募集要項やホームページなどを通じて、自ら主体的に入学希望者をはじめとする社会一般に対して提供しているかを評価することが求められる。

(5) 「ト 授業の方法に関する事項。」

受審法科大学院において、双方向・多方向的な授業方法を基本とした適切な授業方法により、教育が実施されているかを評価することが求められる。

(6) 「チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関する事項。」

受審法科大学院において、GPA制度の活用などによる厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが求められる。

その際、GPA制度や進級制度の導入状況について形式的に評価するのではなく、受審法科大学院において当該制度が実質的に機能し、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが重要である。

また、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、受審法科大学院が、在籍する法科大学院生の当該目標の達成度について、厳格な成績評価・修了認定により適切に評価しているかを評価することが期待される。

特に、受審法科大学院の実施する入学者選抜において、社会人を含めたすべての受験者に対し、当該基準が等しく適用されているかを確認する必要がある。

(7) 「リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項。」

受審法科大学院において、適切なファカルティ・ディベロップメント（教員の職能開発）が実施されるとともに、その充実が図られているかを評価することが求められる。

（8）「又 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。」

履修登録単位の上限の設定については、特別委員会報告において、引き続き 36 単位を標準とする考え方を維持しつつも、法学未修者教育の充実の観点から、各法科大学院の判断により法学未修者 1 年次については、配当する法律基本科目を 6 単位増加させ、最大 42 単位とするることを認める提言されており、認証評価においては、当該提言を踏まえた評価を実施することが求められる。

法学未修者 1 年次における当該増加単位は、あくまで法律基本科目に係る学修を補完することを目的としていることを踏まえ、受審法科大学院において、司法試験の受験対策が実施されていないか、過剰な学修範囲の拡大などにより法科大学院生の自学自修を妨げられる結果となっていないかなどを評価することが求められる。

（9）「ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。」

受審法科大学院の実施する法学既修者認定試験の内容が、認定により修得したものとみなす科目に対応して適切に実施されているかを評価する必要がある。

（10）「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」

法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみ、司法試験の合格状況などを含む、法科大学院修了者の進路について評価することが求められる。

法科大学院修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものでありますことに留意する必要がある。

特に、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容・教育体制の見直しが適切に実施されているかなど、法科大学院の取組について総合的に評価される必要がある。

また、法科大学院修了者の進路については、本人が進路に関する情報を提供しない場合や本人との連絡が取れない場合があるなど、全員の把握が難しい現状にあると考えられるが、各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる。よって、法科大学院修了者の進路の評価にあたっては、単に把握状況についての数値的指標のみで判断するのではなく、受審法科大学院において把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせてを評価する必要がある。

2. 評価方法関係（第 4 条第 1 項第 2 号）

99

「評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関による者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。」

100

「特に重要と認める事項」（特別委員会報告における「重点評価項目」）については、特別委員会報告で例示された項目*を踏まえて設定されることが期待される。また、それ以外についても、各認証評価機関の判断で、必要と思われる項目を付加することも考えられる。

* 特別委員会報告において提言された「特に重要と認める事項」（重点評価項目）の例

- ・入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）

- ・修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）

- ・教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学者定員の規模など）

「特に重要と認める事項」として設定されていない項目についても、適格認定においての総合的な判定の要素として考慮することを可能とする必要がある。

明白かつ重大な法令違反については、適格認定にあたっての重要な判断要素であり、これについては、「特に重要と認める事項」に当たるか否かにかかわらず、評価結果の中で適切に取り扱われる必要がある。